

入札執行調書における「予定価格に含まれる法定福利費事業主負担額概算額」  
の明記について

平成 26 年 5 月 7 日 事務連絡  
農村振興局設計課施工企画調整室課長補佐  
(積算基準班、施工基準班) から各地方農政  
局整備部設計課長あて

最終改正 令和 3 年 11 月 16 日 事務連絡

工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等に基づく入札及び契約に関する情報等の公表について」(平成 13 年 4 月 27 日付け 13 経第 172 号大臣官房経理課長)に基づき、実施されているところである。

一方、社会保険への未加入問題に対処すべく、社会保険に未加入の者が適正に加入できるよう、平成 24 年 4 月から本来事業者が負担すべき法定福利費を予定価格に適切に反映させるため、土地改良事業等請負工事積算基準における現場管理費の率の算定式の改正を行った。さらに、平成 25 年 4 月から適用する公共工事労務単価について、法定福利費相当額が適切に反映されるよう改定を行った。

また、社会保険等への加入原資となる法定福利費を適切に確保するため、平成 25 年 9 月 26 日に社会保険未加入対策推進協議会において、各専門工事業団体が作成した標準見積書の活用等により法定福利費を内訳に明示した見積書を下請企業から元請企業へ提出する申し合わせが行われるなど、社会保険未加入対策の取組みが進められてきている。

このような背景を踏まえ、予定価格に所定の法定福利費の事業主負担額(概算額)が含まれていることを、発注者側として、より容易な形で明らかにする観点から、下記の取組を行うこととしたので、遺漏無きよう措置されたい。

記

1. 法定福利費の事業主負担額(概算額)の公表

入札結果等の公表については、「平成 26 年度工事に関する総合評価落札方式の運用について」(平成 26 年 3 月 27 日付け施工企画調整室長事務連絡)記 13 に基づき、閲覧に供するほか、併せてインターネットを利用して閲覧に供する方法により公表を行っているところであるが、法定福利費の事業主負担額(概算額)についても、加えて別紙-2のとおり記載し公表するものとする。

## 工事価格に含まれる法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出

### 1 一般土木工事及びダム工事

(1) 法定福利費の事業主負担額（概算額）の範囲

法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出は、工事価格から一般管理費等を除いた範囲を対象とする。

(2) 法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出に用いる割合

法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出に用いる割合は、下表のとおりである。

工 種 区 分	割 合
ほ場整備工事	5.74%
農用地造成工事	4.58%
舗装工事	3.95%
道路改良工事	3.71%
水路トンネル工事	3.33%
水路工事	5.33%
排水路工事	4.63%
河川工事	4.00%
管水路工事	4.22%
管更生工事	3.54%
畑かん施設工事	3.61%
干拓工事	3.21%
海岸工事	3.45%
コンクリート補修工事	5.24%
その他土木工事（1）	3.91%
その他土木工事（2）	4.94%
フィルダム工事	2.34%
コンクリートダム工事	4.24%

(3) 法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出方法

法定福利費の事業主負担額（概算額）は、工事価格に上記（2）の割合を乗じて算出する。

### 2 施設機械設備工事

(1) 法定福利費の事業主負担額（概算額）の範囲

法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出は、工事価格から製作工事原価、設計技術費及び一般管理費等を除いた範囲を対象とする。

(2) 法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出に用いる割合

法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出に用いる割合は、下表のとおりである。

設 備 区 分	割 合
施設機械設備工事	1.49%

(3) 法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出方法

法定福利費の事業主負担額（概算額）は、据付工事原価に上記（2）の割合を乗じて算出する。

### 3 鋼橋製作架設工事

(1) 法定福利費の事業主負担額（概算額）の範囲

法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出は、工事価格から工場製作原価及び一般管理費等を除いた範囲を対象とする。

(2) 法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出に用いる係数

法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出に用いる割合は、下表のとおりである。

設 備 区 分	割 合
鋼橋製作架設工事	2.85%

(3) 法定福利費事業主負担額（概算額）の算出方法

法定福利費事業主負担額（概算額）は、工事価格から工場製作原価を除いた額に上記（2）の割合を乗じて算出する。

### 4 電気通信設備工事

(1) 法定福利費の事業主負担額（概算額）の範囲

法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出は、工事価格から製作工事価格及び一般管理費等を除いた範囲を対象とする。

(2) 法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出に用いる割合

法定福利費の事業主負担額（概算額）の算出に用いる割合は、下表のとおりである。

設 備 区 分	割 合
電気通信設備工事 （その他土木工事（1）を準用）	3.91%

(3) 法定福利費事業主負担額（概算額）の算出方法

法定福利費事業主負担額（概算額）は、据付工事価格に上記（2）の割合を乗じて算出する。



事業名	農地整備事業(経営体育成型) 中田原地内
工事名	令3県営経営体基盤中田原第1工区圃整工事

工事別工事名: 令3県営経営体基盤中田原第1工区圃整工事

項目名	数量	単位	金額	備考
1 工事価格			52,980,000	
2 ・工事原価			45,083,000	
3 純工事費			34,079,000	
4 ・ ・直接工事費			30,863,000	
5 ・ ・ ・直接工事費(仮設工を除く)	1.000	式	30,863,000	
6 ・ ・ ・直接工事費(仮設工)	1.000	式	0	
7 ・ ・間接工事費			14,220,000	
8 ・ ・ ・共通仮設費			3,216,000	
9 ・ ・ ・事業損失防止施設費	1.000	式	0	
10 ・ ・ ・ ・運搬費~営繕費等				
(4+9+22+23+28+31-33-34-35) × ((標準値*補正值)*補正值*補正值)				
31,041,000 × ((9.440*1.000)*1.000*1.000)	9.440	%	2,930,000	
11 ・ ・ ・ ・運搬費	1.000	式	0	
12 ・ ・ ・ ・準備費	1.000	式	233,000	
13 ・ ・ ・ ・安全費	1.000	式	0	
14 ・ ・ ・ ・役務費	1.000	式	0	
15 ・ ・ ・ ・技術管理費	1.000	式	53,000	
16 ・ ・ ・ ・営繕費等	1.000	式	0	
17 ・ ・ ・ ・現場環境改善費			0	
18 ・ ・ ・ ・現場環境改善費(率計上)				
(4+22+29-30) × (標準値)				
30,772,000 × (0.000)	0.000	%	0	
19 ・ ・ ・ ・現場環境改善費(積上)	1.000	式	0	
20 ・ ・ ・現場管理費				
(4+8+22+23+24+27-33-35) × ((標準値*補正值)*補正值*補正值+補正值+補正值-補正值)				
34,079,000 × ((32.290*1.000)*1.000*1.000+0.000+0.000-0.000)	32.290	%	11,004,000	
21 ・ ・ ・工期延長等に伴う現場維持等の費用	1.000	式	0	
22 ・ ・官賃額(直工)	1.000	式	0	
23 ・ ・官賃額(事業損失防止)	1.000	式	0	
24 ・ ・官賃額(直工・事業損失防止除く)	1.000	式	0	
25 ・一般管理費等				
(4+7-33-35) × (標準値*補正值+保証費率)				
45,083,000 × (17.480*1.000 + 0.04)	17.520	%	7,898,000	
26 ・一括計上価格	1.000	式	0	
27 支給品費			0	
28 支給品費(直工・事業損失防止)			0	
29 支給品費(直工)			0	
30 処分費等(直接工事費の内数)			91,000	
31 処分費(準備費の内数)			178,000	
32 処分費(事業損失防止施設費内数)			0	

